

資料-1

【公表用】

令和6年度
北陸地方整備局 総合評価審査委員会（臨時）

令和6年4月24日
北陸地方整備局

「令和6年能登半島地震の災害復旧に関する事業執行方針」

【基本的な考え方】

北陸地方整備局が実施する災害復旧事業については、令和6年能登半島地震からの復旧・復興のリーディングプロジェクトとして、

- ・能登半島地域の治水安全度の向上
 - ・復旧・復興のための幹線道路の安定的な交通確保
- を可能な限り早期に実現

このような認識の下、

- ①被災地域に精通した地元建設業が活躍
 - ②土木技術者としての大きな経験（やりがい）につながるよう若手技術者が参画
 - ③今後の土木技術の発展に寄与するよう新技術を活用
- を念頭に事業を推進

令和6年能登半島地震の本復旧工事の発注方針（案）策定（令和6年3月26日記者発表）

○北陸地方整備局では、令和6年能登半島地震からの早期の復旧・復興の実現に向け、直轄権限代行等で実施する本復旧工事に関する「令和6年能登半島地震の本復旧工事の発注方針（案）」を策定した。

「令和6年能登半島地震の本復旧工事の発注方針（案）」

【基本的な考え方】

直轄権限代行等で実施する本復旧工事については、令和6年能登半島地震からの復旧・復興のリーディングプロジェクトとして、能登半島地域の治水安全度の向上や復旧・復興のための幹線道路の安定的な交通確保を可能な限り早期に実現。

【本復旧工事の発注方針】

- ① 発注規模の大ロット化、一括審査やフレームワーク方式を採用するなど、入札契約手続きの簡素化、技術者の効率的配置
- ② 自治体の施工実績を評価するなど、被災地域に精通した地元建設業を積極的に活用
- ③ 地域維持型 JV や復旧・復興 JV の活用により、石川県や市町が実施する本復旧工事にも配慮した施工体制の確保と地元建設業の参画を両立
- ④ コンクリート二次製品や新技術、見積を積極的に活用し、復旧工事の工期短縮や現場の生産性を向上、被災地の実態に即した予定価格を設定
- ⑤ 事業促進 PPP や ECI 方式を導入し、設計、協議、用地取得から施工に至る復旧事業を円滑化

<参考>

当面の安全対策を出水期までに完了させるための土砂等の撤去や水路工、不安定土砂の撤去、国道249号の不安定な斜面や法面の対策工事、能越自動車道等の対面通行確保については、応急復旧工事として引き続き実施。

令和6年能登半島地震に係る総合評価落札方式の基本的な考え方

発注方針①～④

○令和6年能登半島地震の災害復旧に関する事業執行方針に基づき、①被災地域に精通した地元建設業が活躍、②土木技術者としての大きな経験（やりがい）につながるよう若手技術者が参画、③今後の土木技術の発展に寄与するよう新技術を活用 を念頭に、基本的な考え方を示す。

○地域精通度の配点に重点を置き、手厚く加点する。

（例 施工能力評価型Ⅰ型 一般土木 本官工事 1点 → 10点）

地域精通度：単体もしくは、共同企業体のいづれかの構成員が、石川県内における本店の所在有無 有り：10点、無し：0点

○企業能力評価型を活用して、配置予定技術者の施工能力等の評価項目を省略する。

○段階的選抜方式：配置予定技術者の工事の経験及び立場について、最大3件の実績提出から、1件のみとする。

○WTO対象工事：特記仕様書で、「施工技術（新技術）の活用とPRに関する工夫」について求める。

一般土木 等級区分	地域要件 (従来)	地域要件 (本復旧工事)	適用
Cランク (3億円未満)	(0.6億円以上2億円未満) 奥能登・中能登土木管内 に本支店・営業所の所在 (2億円以上3億円未満) 石川県内に 本支店・営業所の所在	奥能登・中能登土木管内 に本支店・営業所の所在	自治体実績評価型、 企業能力評価型、 フレームワーク モデル工事
Bランク (3億円以上4.5億円未満)	地整管内に 本支店・営業所の所在	B：地整管内、C：石川県内 に本支店・営業所の所在	分任官特例（B+C） (Cランクの建設企業も参加可) 復旧・復興JV
Bランク (4.5億円以上7.2億円未満)	地整管内に 本支店・営業所の所在	地整管内に 本支店・営業所の所在	(構成員：奥能登・中能登土木 管内に本店所在の建設企業が 含まれていること)(単体も可) 地域維持型JV
Aランク・WTO	指定なし	指定なし	(構成員：石川県内に本店所在の 建設企業が含まれていること) (単体も可)

JV（共同企業体）とは

複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、自主的に結成する事業組織体のこと。

復旧・復興JV：被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成。従来、地元企業のみが入札参加していた工事
において、地域外の建設企業も構成員とする。

地域維持型JV：地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成。



奥能登土木総合事務所管内：輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

中能登土木総合事務所管内：七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

○JV(共同企業体)とは、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、
自主的に結成する事業組織体のこと。

(既存の方式)

特定JV 大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成

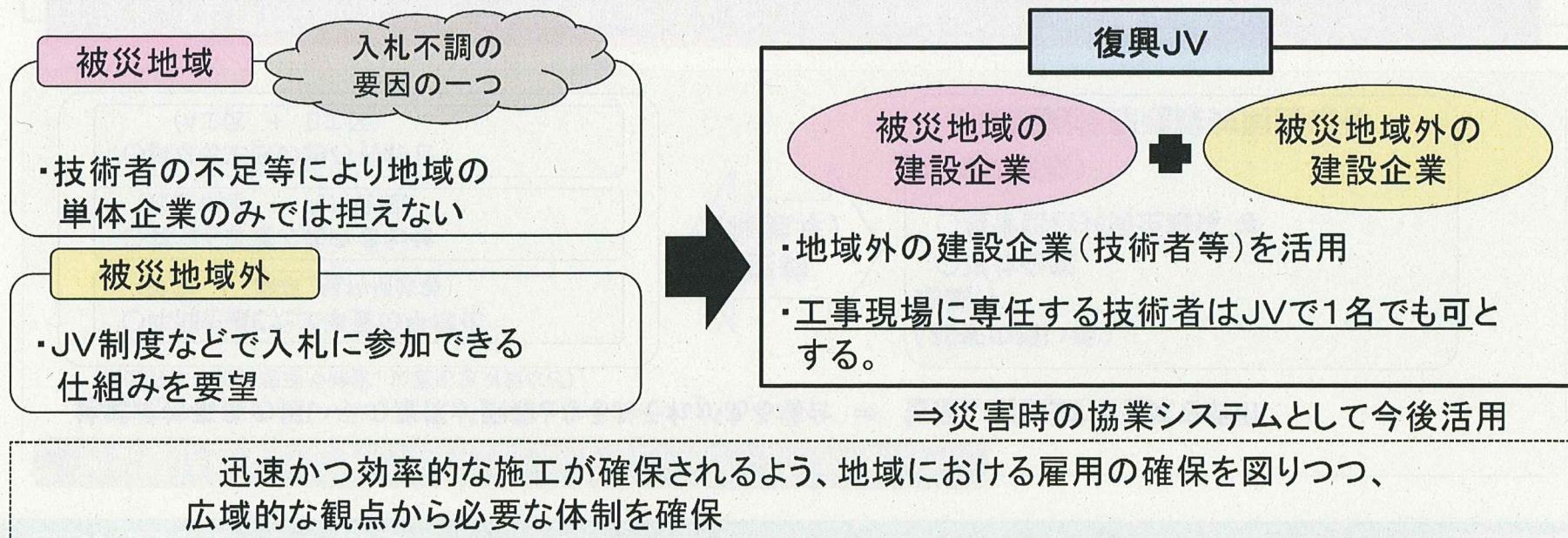
経常JV 中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成

地域維持型JV 地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成

○復興JV制度

被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

従来、地元企業のみが入札参加していた工事において、地域外の建設企業も構成員とする
「復興JV」に競争参加を認める。



地域維持型契約方式の活用（入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定））

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化

(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ

(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ

(A工区 + B工区)



（従来の担い手）

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

（制度の新設）

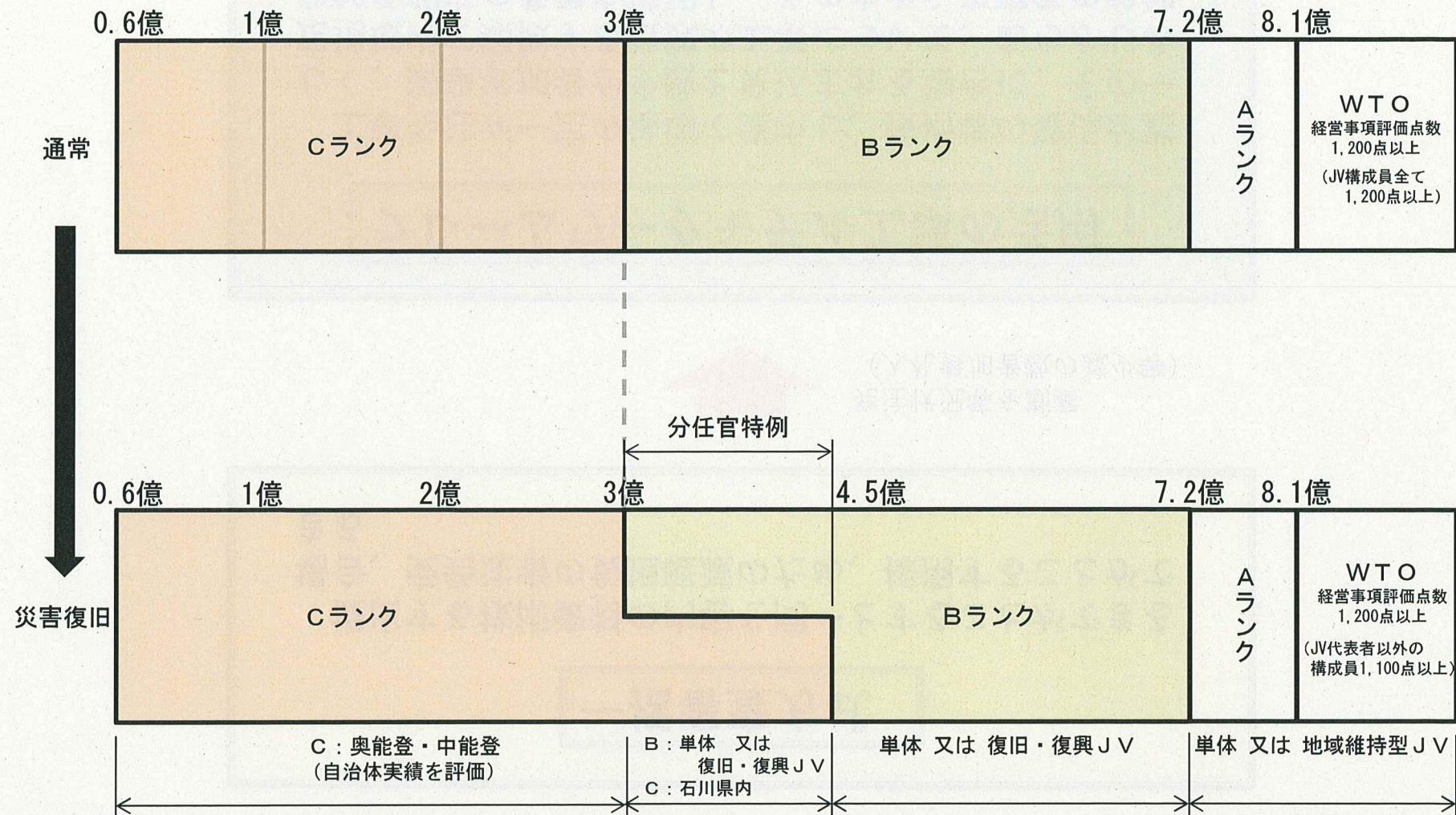
○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体（共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9)）

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事（維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない）
- ③ 構成員（数、組合せ、資格）
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数（当面は10社を上限）
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者（土木工事業又は建築工事業の許可を有する者）を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

一般土木工事の競争参加資格要件について

発注方針①～③



発注方式の順番について

発注方針①

- 受発注者の負担軽減のため、「一括審査方式」を積極的に活用する。
- 入札参加者数の減少等がある場合に、「フレームワークモデル工事の活用」により、不調不落対策を図る。

一括審査方式

提出する技術資料の内容を同一とすることができます
場合、受発注者の負担軽減のため、採用することができる



発注状況等を勘案
(入札参加者数の減少等)

フレームワークモデル工事の活用

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加者が少数と見込まれる場合に、その一定地域内で類似する複数の工事について、あらかじめ参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する

段階的選抜方式運用の見直し（一次審査における選抜者数の見直し）

発注方針①

- 技術提案を求める 競争参加者数が比較的多くなることが見込まれるWTO対象工事においては、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることを目的に、段階的選抜方式を活用することにより、選抜者数を15者程度として運用してきた。
- 本復旧工事において、選抜者数を10者程度として運用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図る。

【従来のWTO対象案件（技術提案評価型S型）】



【本復旧工事のWTO対象案件（技術提案評価型S型）】

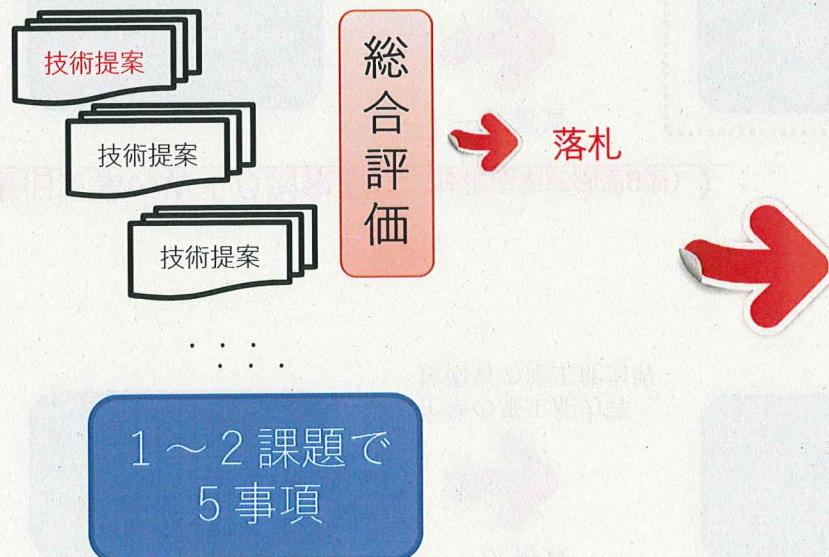


10者程度とし、事務量の軽減と
適正な審査の確保を図る

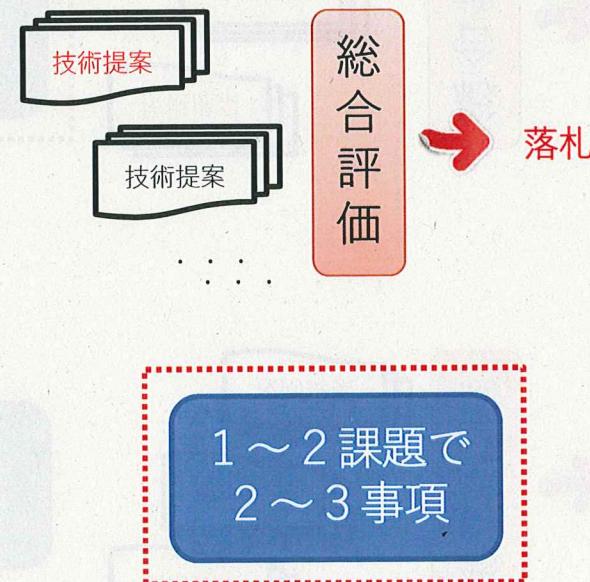
技術提案テーマ運用の見直し

○WTO対象工事を含む技術提案評価型S型において、技術提案で求めるテーマ数を減することで、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図る。

【従来の本官工事（技術提案評価型S型）】



【本復旧工事の本官工事（技術提案評価型S型）】



(例)

R5・6・7朝日温海道路11号トンネルその3工事 (R6.3月契約)
の技術提案テーマ (S型、WTO (段階選抜))

- 課題1 吹付けコンクリート工における生産性向上の工夫
 - ①吹付けコンクリート工の効率化のための施工機械の工夫 (生産性向上テーマ)
- 課題2 トンネル工事における施工上の工夫
 - ①切羽及びトンネル断面の状態把握の工夫
 - ②インバート工の鉄筋組立の工夫
 - ③覆工コンクリートの品質確保のための型枠の工夫
 - ④重金属を含む排水・濁水が工事範囲外に漏れないための工夫

技術提案で求めるテーマ数を減ることで、
事務量の軽減と適正な審査の確保を図る

(イメージ)
○○トンネル工事の技術提案テーマ (S型、WTO (段階選抜))

- 課題1 吹付けコンクリート工における生産性向上の工夫
 - ①吹付けコンクリート工の効率化のための施工機械の工夫 (生産性向上テーマ)
- 課題2 トンネル工事における施工上の工夫
 - ①切羽及びトンネル断面の状態把握の工夫
 - ②覆工コンクリートの品質確保のための型枠の工夫

総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

発注方針 ①～④

令和6年能登半島地震に係る 令和6年度 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点（項目）基準

一般土木

評価項目	単体、復旧・復興JV		単体、地域維持型JV	
	分任官	分任官特例	工事技術的難易度	
			低い	高い
	施工能力評価型		技術提案評価型	
II型		I型	S型	
一般土木C	一般土木B+C	一般土木 (本官工事)	WTO以外	一般土木 段階選抜
一般土木	一般土木 (本官工事)	WTO	一般土木 段階選抜なし	
企業の施工能力等	20	20	20 29	15 25
同種工事の実績	4	4	3	3
工事成績	50	5	3	5
国又は県 工事成績（自治体実績評価型）	8			
ワーク・ライフ・バランス等推進企業			1	1
成績優秀企業認定	±0	1	1	1
優良工事における下請者表彰			1	1
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	40	4	3	2
国又は県 優良工事表彰・ 国 安全管理優良請負者表彰（自治体実績評価型）	4			
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	20	2	2	
登録基幹技能者			1	1
地元企業活用・若手女性技術者配置			1	1
地域精通度（本店所在の有無）	±4 *1	±4 *2	±10 *2	10 *2
地域貢献度	90	30	3	
橋梁補修工事の施工実績（耐震工事含む）				
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有				
配置予定技術者の施工能力等	200	208	208	155
同種工事の施工経験	50	5	5	43
同種工事の施工経験の立場（主任（監理）技術者、現場代理人等）	20	2	2	2
同種工事の地域精通度	±0	1 *3	1 *3	
舗装施工管理技術者資格の有無				
工事成績	80	80	80	60
優良工事技術者表彰等	30	30	30	30
継続教育（CPDS）の取組状況	±0	±0	±0	
施工計画又は技術提案課題			10	30
加算点合計	40 20	40 28	50 47	60 段階:30・総合:60

舗装

評価項目	単体、復旧・復興JV			
	分任官	分任官特例	工事技術的難易度	
			低い	高い
	施工能力評価型		技術提案評価型	
II型		I型	S型	
舗装B	舗装A	II型・(I型)	WTO以外	WTO
20	20	20 29	15 25	15 25
4	5	4	5	
50	5	50	5	
8		8		
±0	1	±0	1	
40	4	40	4	
4		4		
20	2	20	2	
±4 *2		±4 *2		
30	3	30 (0)	3 (0)	
0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	
0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	
200	208	200	208	155
30	3	50	5	
20	2	20	2	
±0	1 *3	±0	1 *3	
20	2	20	2	
80	80	80	80	60
30	30	30	30	30
±0	±0	±0	±0	
0 (±0)	0 (10)	0 (±0)	10	60
40 20	40 28	40 20	40 28	155
(50 20)	(50 38)	(50 20)	(50 38)	58

その他工種

評価項目	単体、復旧・復興JV			
	分任官	分任官特例	工事技術的難易度	
			低い	高い
	施工能力評価型		技術提案評価型	
II型		I型	S型	
その他工種	その他工種 (本官工事)	その他工種 (本官工事)	WTO以外	WTO
20	20 29	20 29	15 25	15 25
4	3	4	3	8
50	3	50 (0)	3 (0)	
8		8		
±0	1	±0	1	
40	4	40	4	
4		4		
20	2	20	2	
1	1	1	1	
1	1	1	1	
±4 (0) *2	±10 (0) *2	±4 (0) *2	±10 (0) *2	10 *2
30 (0)	3 (0)	30 (0)	3 (0)	
0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	
0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	
200	208	200	208	155
50	5	50	43	65
20	2	20	2	30
±0	1 *3	±0	1 *3	
20	2	20	2	
80	80	80	80	60
30	30	30	30	30
±0	±0	±0	±0	
0 (±0)	0 (10)	0 (±0)	10	60
40 20	40 28	40 20	40 28	155
(50 20)	(50 38)	(50 20)	(50 38)	58

地域精通度 ※1：単体もしくは、共同企業体のいづれかの構成員が、奥能登・中能登木管内における本店の所在有無

※2：単体もしくは、共同企業体のいづれかの構成員が、石川県内における本店の所在有無

同種工事の地域精通度 ※3：石川県内における施工経験の有無

地域要件 奥能登・中能登 B:地盤管内 C:石川県内 地盤管内 地盤管内 指定なし 指定なし

〇〇地域 地盤管内

工種毎に設定 工種毎に設定 地盤管内 指定なし 指定なし

○工事場所は、石川県内に限る。

○建築の本官工事の場合、一般土木の本官工事の配点と同様とする。

○舗装でI型発注する場合、施工計画又は技術提案課題の配点は()書き内の配点とする。

○その他工種のうち、鋼橋上部の場合、地域精通度、地域貢献度、橋梁補修工事の施工実績（耐震工事含む）及び北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有の配点は()書き内の配点とする。

○一般土木ランク工事は、企業と技術者の実績に係る競争参加資格要件を緩和することを基本とする。

○WTO対象工事は、段階的選抜方式を活用することを基本とする。

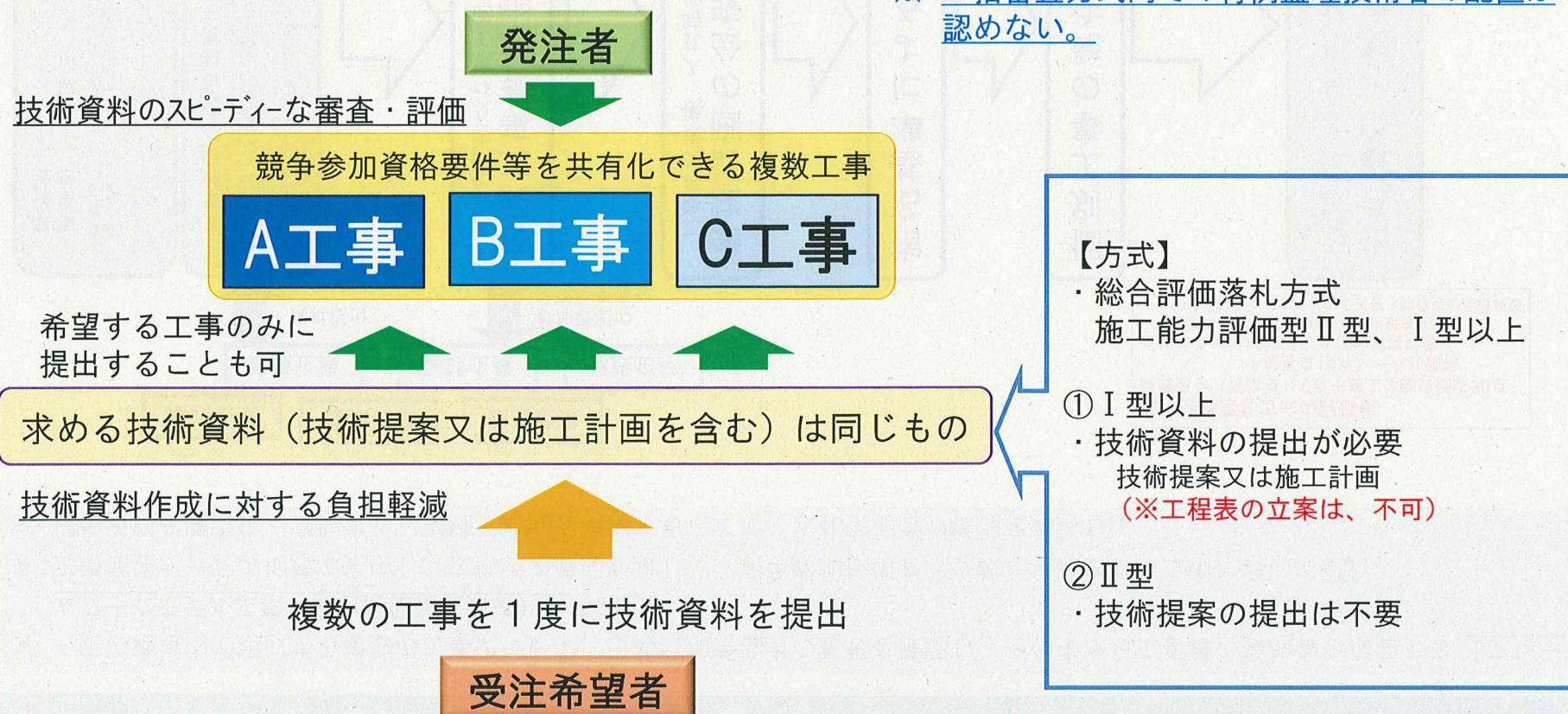
○WTO対象工事は、特記仕様書で、「施工技術（新技術）の活用とPRIに関する工夫」について求める。

參考資料

一括審査方式

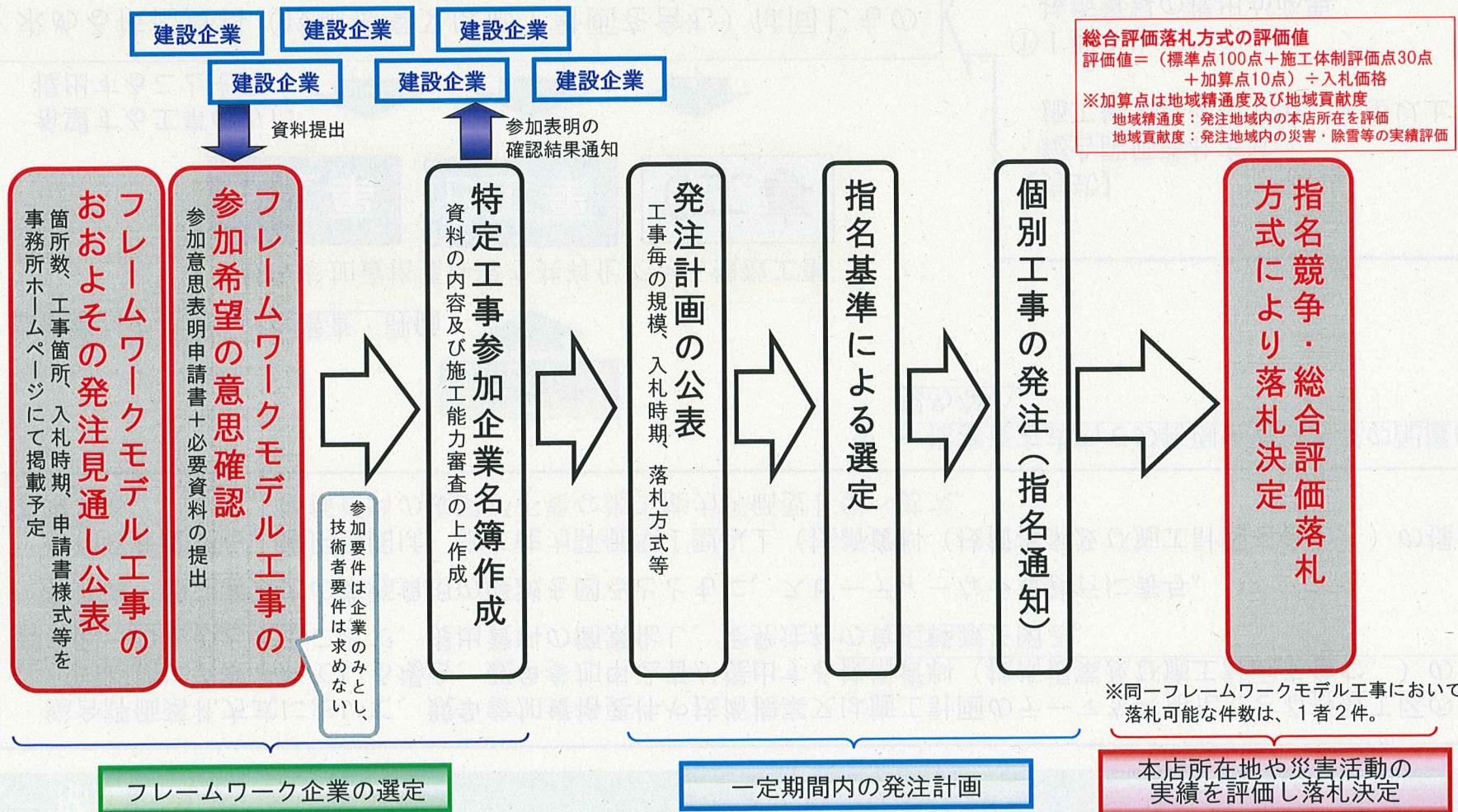
- ・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・令和5年度から、適用範囲は、施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）から、**技術資料の提案が不要な施工能力評価型Ⅱ型へ拡大**。

※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



フレームワークモデル工事の活用

- 一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。



自治体実績評価型の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないとから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事実績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事実績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないとから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- ・ 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- ・ さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

【継続】

評価内容

	評価項目	施工能力評価型Ⅰ型標準	自治体実績活用型※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国工事成績(平均点4点)又は県工事成績(4分点2工事平均)	-	6
	国工事成績(平均点4点)	3	-
	成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	-	4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	4	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	-	4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	-	-
配置予定施工能力等技術者の施工能力等	優良下請け表彰企業の活用	1※①	1※①
	登録基幹技能者の配置	1※①	1※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※①	1※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3※②
	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6点)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
	施工計画(設定テーマ)	10	10
合計		50	50

注:評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができます。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

企業能力評価型の試行

【適用対象・概要】

- 競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- 受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ 不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。

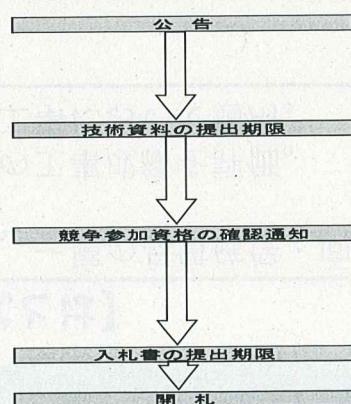
令和6年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目	施工能力評価型Ⅰ型 標準	企業能力評価型
同様工事の施工実績	3	3
工事成績(平均点4か年)	3	3
成績優秀企業	1	1
優良工事表彰の有無(過去2か年)		
安全管理優良発注者表彰の有無(過去2か年)	4	4
生産性向上技術利用表彰の有無(過去1か年)	2	2
ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1か年)		
優良工賃付け表彰企業の活用	1	1
登録基幹技能者の配置	1	1
(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1	1
地域精通度	1	1
地域貢献度・災害対応度	3	3
配置予定技術者の施工実績と立場	8	-
工事成績(6か年)	8	-
優良工事技術者表彰の有無(過去2か年)	3	-
継続教育の取組(技術研修度評価含む)	1	-
施工計画(鉄定テーマ)	10	-
合計	50	20

配置予定技術者の評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

本方式の評価イメージ

- 評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- 「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績 工事成績 表彰 ...
地域精通度	地理的条件 災害協定等 ...
技術者の能力等	施工実績 工事成績 表彰 ...

(企業能力評価型)

企業の能力等	施工実績 工事成績 表彰 ...
地域精通度	地理的条件 災害協定等 ...
技術者の能力等	施工実績 工事成績 表彰 ...

技術提案
(施工計画)

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

ECI方式の活用

ECI（技術提案・交渉）方式とは？

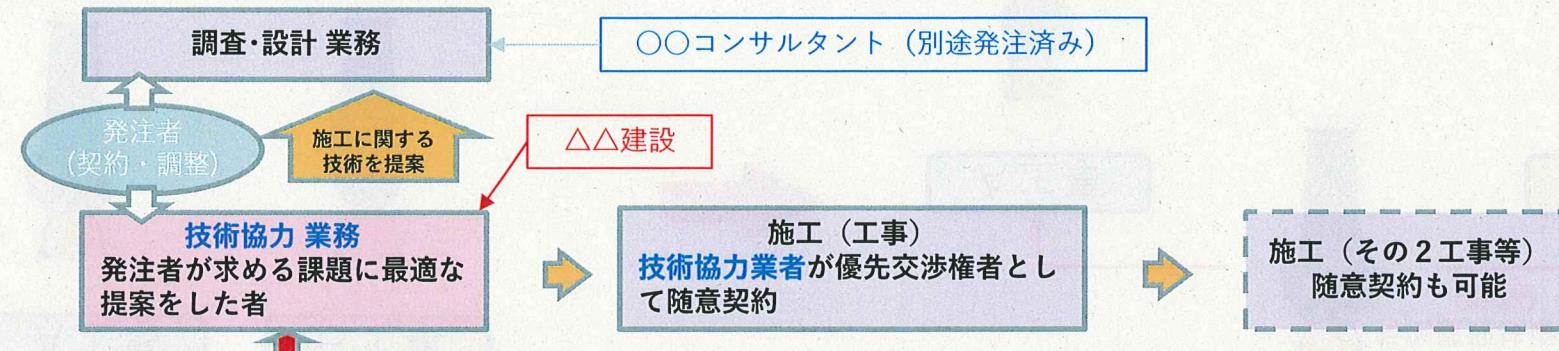
「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、設計段階において施工者ノウハウを反映するもの。

ECI方式のメリット

- ① 施工に関する技術（施工法・仮設など）が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
- ② 設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
- ③ 設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。

⇒ 適切な仕様設定が困難な工事に適用し、技術協力を受けているところ。引き続き、ECI方式の活用を図る。

【ECI方式による事業の流れ】



- 技術協力業務における
①設定課題（テーマ）の妥当性
②選定結果と内容の妥当性
について委員会等で審議

【ECI方式適用事例】

案件名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A工事	詳細設計 発注者を介して技術 技術協力業務	詳細設計の成果を基に 技術協力業務の受注者と 随意契約	
		工事施工	
B工事	詳細設計 発注者を介して技術 技術協力業務	詳細設計の成果を基に 技術協力業務の受注者と 複数の年度毎に随意契約	
		工事施工	

特例監理技術者の運用（令和2年10月以降に適用）

建設業法第26条のただし書きにより、監理技術者補佐を専任で配置することで、監理技術者は2件までの工事を兼務することが可能。※以下、建設業法第26条のただし書きを適用し兼務する監理技術者を「特例監理技術者」という

【目的】

計画的な事業進捗（技術者不足の解消及び不調・不落対策）

【改正建設業法施行前】

それぞれの工事で専任の監理技術者が必要

A工事



監理技術者 A
(専任)

B工事



監理技術者 B
(専任)



【改正建設業法施行後】

監理技術者補佐をそれぞれの工事で専任することで、2工事の兼務が可能（特例監理技術者）

A工事



監理技術者補佐 A
(専任)

特例監理技術者 A
(兼務)



B工事



監理技術者補佐 B
(専任)

【特例監理技術者の兼務を認める要件（全て満たした場合）】

- 直轄工事の場合は、分任支出負担行為担当官工事
- 特例監理技術者が兼務可能な工事は同時に2件まで。
- 兼務する工事が、24時間体制で応急処理や巡回を含む維持工事同士ではないこと。
- 兼務する工事において、立ち会い等の職務を適切に遂行できる範囲内であること。
(一般土木C等級の競争参加資格（地域要件）に加え、各地域に隣接する市町村を含む範囲)

【監理技術者補佐の要件】※令和2年9月30日国土交通省告示第1057号

- ① 主任技術者の要件を満たす者のうち、一級土木施工管理技士等の第一次検定に合格した者
- ② 監理技術者の要件を満たす者